

2027年度 2歳児親子教室担当教員募集要項

(1) 求人先

名称・・・関西大学幼稚園

所在地・・・〒564-0073 大阪府吹田市山手町3丁目5番34号 TEL(06)6387-3752

(2) 採用条件

職種・・・・・・・・嘱託（非常勤）

内容・・・・・・・・2歳児親子教室（未就園児クラス）の保育

勤務時間等・・・・8時30分～15時30分（月曜日～金曜日）（休憩1時間を含む）

関西大学幼稚園園則に基づき、夏季・冬季・春季休業期間中等は休業となります。

勤務時間等に関する詳細は、面接時にご案内いたします。

採用予定日・・・・2027年4月1日

任用期間・・・・2027年4月1日～2028年3月31日

採用人数・・・・1名

給与・・・・・・・・本給：月額145,000円

昇給・賞与・退職金なし

交通費：通勤手当を月額支給する

加入保険・・・・私立学校教職員共済（健康保険/厚生年金保険）／雇用保険／労災保険

(3) 応募方法

提出書類

① 自筆履歴書（様式任意）

② 誓約書（所定用紙 別紙も確認のこと）

※所定様式は、以下のURLからダウンロードし、ご使用ください。

【PDF】<https://www.kansai-u.ac.jp/yochien/seiyakusyo.pdf>

【word】<https://www.kansai-u.ac.jp/yochien/seiyakusyo.docx>

③ 教育職員免許状（幼稚園教諭1種又は2種等）の「写し」をあわせてご提出ください。

締切・・・・採用者決定次第締め切ります。

*上記（1）求人先宛に簡易書留で郵送または面接時に持参も可

(4) 採用試験

採用試験・・・・面接

※面接日時は、電話にてご連絡いたします。

(5) 備考

- ・2026年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認する犯罪事実確認が必要になります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、教員としての業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。このため、予め、採用選考の過程において、応募時の提出書類等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「こども性暴力防止法」、「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については以下を参照。

https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC00000000069/20261225_0000000000000000?occasion_date=20261225

- ・提出された個人情報 は 2 歳児親子教室担当教員の選考以外の目的に使用することはありません。
- ・応募に必要な費用（交通費・郵送費等）は各自でご負担ください。
- ・ご不明な点につきましては、お電話（06-6387-3752）で、平日10:00～17:00にお問い合わせください。
* 8月8日～8月23日は夏季休業中につき、お電話はつながりませんのでご了承ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。